

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1802号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略) 上 越 市	(略) (略) 高田高等学校安塚分校	1 級地	(略) 上 越 市	(略) (略) 高田高等学校安塚分校 <u>安塚高等学校</u>	1 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略) 佐 渡 市	(略) (略) 中央福祉相談センター佐 渡駐在所	2 級地	(略) 佐 渡 市	(略) (略) 中央福祉相談センター佐 渡駐在所 <u>新星学園</u>	2 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。